

令和8年度 第1回国民健康保険運営協議会 会議録

●日 時 令和8年5月 25 日(月) 午後1時 15 分から午後1時 50 分

●場 所 軽井沢町役場 第1会議室

●出席者 【被保険者代表】

瀬原 委員

遠山 委員

【医師会・薬剤師会代表】

織田 委員

土屋 委員

土屋 委員

【公益代表】

饗場 委員

長谷川 委員

町長 土屋 三千夫

●事務局 住民課長 上原

保険年金係長 小川

主査 石下

運営協議会担当 坂本

1 開会

【事務局】

定刻となりましたので、ただいまより第1回軽井沢町国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の会議は、8名の委員の方に出席いただいております。全委員9名のうち過半数の出席を得られておりますので、軽井沢町国民健康保険条例施行規則第7条に基づき、この会議は成立していることをご報告いたします。

はじめに、軽井沢町審議会等の委員の選任及び会議の公開に関する指針に基づき、本日も公開することとし、傍聴を可能としております。

また、会議終了後の議事録につきましても、皆様の氏名を伏せた状態で公開をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

それでは、次第に沿って進めてまいります。

2 あいさつ

【事務局】

はじめに、土屋町長から皆さまにご挨拶を申し上げます。

【土屋町長】

皆さんこんにちは。

大変お忙しいなか、ご出席いただきましてありがとうございます。

委員の皆さまには日頃より町政全般に格別なるご理解、ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、平成30年度から国保制度の安定した運営ができるよう、財政の運営主体が市町村から都道府県へと変更になりました。また県は、将来的に県内の保険料率を統一する方向性を示しております。

こうした状況を踏まえまして、本日は国民健康保険事業の財政状況や、国民健康保険税の見直しについてご審議いただくこととしておりますので、忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

3 諮問

【事務局】

それでは、ここで土屋町長から長谷川会長へ諮問をいたします。

※町長が諮問書を朗読し、会長へ手渡す。

4 会議事項

【事務局】

それでは、これから議事に入らせていただきます。

軽井沢町国民健康保険条例施行規則第6条に基づき、会長に議長をお願いいたします。

【会長】

それではただいまより議事進行をつとめさせていただきます。

本日の議事録署名人を土屋委員、瀬原委員のお二人にお願いします。

会議事項についてのご意見・ご質問は、それぞれの説明が終わったところでお伺いしますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいま町長より諮問されました「令和9年度国民健康保険税率案」について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、令和9年度軽井沢町国民健康保険税率案についてご説明いたします。

お手元の資料をご覧ください。

本日は国民健康保険の仕組みと軽井沢町の現状と県の標準保険料率の差、町が検討している段階的な税率の見直し案とその影響について申し上げます。

1ページをお願いいたします。

はじめに、国民健康保険の仕組みと対象になります。

国民健康保険は日本の公的な医療保険の一つであり、加入者があらかじめ保険税を出し合い、医療を受ける際の自己負担を軽減する仕組みとなります。

加入者につきましては、以後、被保険者と読みかえさせていただきます。

対象者は、自営業者、フリーランス、農業、退職した方などとなり、0歳から74歳の方が被保険者となります。なお、社会保険に加入されている方、後期高齢者医療制度対象の方、生活保護の方は対象外となります。

国保は扶養という考えはなく、被保険者1人1人に保険税がかかります。

保険税は、医療給付費分と後期高齢者支援分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分の4つの区分で構成されております。

保険税の計算は、前年の所得などを基に、所得割、均等割、平等割で行われます。

2ページをお願いいたします。

国保制度改革の概要ですが、平成30年度の制度改革により、それまでは市町村が行ってきた国保の運営について、県と市町村が協力して運営する体制に変わり、県全体で制度を支える仕組みに変わりました。

これにより市町村は県に納付金を納め、県が保険給付を支払う仕組みとなっております。

県は納付金を決める際の目安として、標準保険料率を示し、市町村はそれを参考にして、保険

税を決めます。

県の示す標準保険料率と町の保険税率が大きく剥離していると、将来的に保険税だけでは納付金を納めることが難しくなるため、県の基準にあわせていく必要があります。

3ページをお願いいたします。

県内の状況ですが、市町村ごとに年齢構成や所得水準が異なるため、保険税に差が生じています。

特に高齢化が進む地域では、医療費が高くなりやすく、被保険者数の減少と相まって、財政の負担は増加しており、このまま放置すると、将来的に保険税の急騰や、市町村間の格差が大きくなる恐れがあります。

これらを解決するために、国では、都道府県ごとに保険料水準の段階的な統一と医療費の適正化を進めることが示され、目標として、令和15年度を目途に完全統一を目指すこととされました。

また、長野県におきましても、今年度中に完全統一の年度を確定される計画が示されております。

4ページをお願いいたします。

町では、被保険者の負担を増やさないために、平成29年度以降、国保税の税率を据え置き、納付金は国保税と基金を取り崩しながら、支払いをしてきました。

現在基金は一定の残高を確保していますが、将来の高齢化進行や、医療費の高度化により、1人当たりの医療費は増加することが予測されます。

また、団塊世代の後期高齢者への移行や、社会保険の適用拡大により、被保険者は減少する傾向にあり、残りの被保険者にかかる負担が相対的に大きくなります。

こうした状況を踏まえ、将来の急激な保険税の上昇を避けるため、基金を活用し、負担増を抑えながら段階的に県の標準保険料率に近づける必要があると考えています。

5ページをお願いいたします。

過去3年の被保険者数と1人当たりの医療費になります。

年間の平均被保険者数は減少傾向にある一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。

6ページをお願いいたします。

県に納める納付金の推移と基金の保有状況になります。

納付金につきましては、令和8年度から子ども・子育て支援納付金が追加されたため、増額となっております。

基金保有額は微増となっておりますが、毎年基金を取り崩しながら納付金の支払いを行っております。

7ページをお願いいたします。

過去3年の県が示す標準保険料率になります。

県は、市町村が提出するデータをもとに標準保険料率の算定を行い、毎年1月ごろに翌年度の保険料率を確定いたします。

医療給付費は年々増加しておりますが、後期高齢者支援分、介護納付金分は年度ごとに変動しています。

8ページをお願いいたします。

町の現行税率と県の標準保険料率の差になります。

町では所得割が比較的高く、被保険者1人と世帯ごとにかかる定額部分は低く抑えられている構造になっております。

被保険者の負担が急激とならないように、この剥離を段階的に縮めることが重要になると考えます。

子ども・子育て支援金分につきましては、前年度に示される当該年度の標準保険料率に基づいて、今後も算出していきます。

9ページをお願いいたします。

今回、令和15年度を目標に、県の標準保険料率へ段階的に近づけるロードマップを作製いたしました。

統一する保険税率が確定していませんので、令和8年度標準保険料率を令和15年度に当てはめております。

案は大きく2種類となります。

I案は差を7分割して段階的にゆっくり進める案となり、II案は差を5分割してやや早めに調整する案となります。

こちらのページはI案のロードマップとなります。

10ページをお願いいたします。

資料のシュミレーションにつきましては、条件として令和8年1月13日時点の適正算定マニュアルに登録したデータに基づき、被保険者数5,142人、世帯数3,442世帯を用いて算出しております。

I案では1人当たり年間平均1,276円、世帯平均で年間1,872円ほど増える見込みです。

11ページをお願いいたします。

II案は現在の保険税率と令和8年度の標準保険料率を5分割したものとなり、より短期間での調整案となります。

5分割したのは、標準保険料率が上がっていく見込みであるため、10年度以降大きく増額にならないよう、平準化するため5で割ったものとなります。

12ページをお願いいたします。

Ⅱ案では1人当たり平均年間1,956円、世帯平均で年間2,853円ほど増える見込みとなり、Ⅰ案に比べて世帯当たりの年間増加額は大きくなるシミュレーション結果となっております。

13ページをお願いいたします。

今回、令和8年度の標準保険料率をもとにして、算出いたしました。町ではロードマップに基づき、毎年度、県標準保険料率の確定を受けた後に、国保税率の段階的な見直しを行いたいと考えております。

そのため、今後は、毎年国保運営協議会で諮問、答申を行う予定となります。

また、資料の目標では令和15年度を完全統一の目標年度として、想定しておりますが、各年度において、社会情勢等を考慮し、柔軟に対応していきたいと思っております。

町といたしましては、基金を使って一時的に負担を抑えてきた歴史があることなどを踏まえて、将来の制度安定と公平性確保を目的とし、急な負担増を避けつつ、将来の県内統一に備えるための段階的な見直しをしたⅠ案を進めたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。

令和9年度軽井沢町国民健康保険税率案について説明が終わりましたので、これから協議したいと思っております。

それでは、質問のある方は挙手をしていただきご質問していただきますようお願いいたします。みなさん、忌憚のないご意見を出していただけたらと思います。

【A委員】

13ページの令和9年度の資産割の廃止について 資産割とは何か。特定の被保険者に対する特別な課税なのか。

【事務局】

資産割は、市町村が任意に設定できる部分であり、保険税の中に「固定資産の価値に応じた負担」を組み込むものである。

他市町村では導入・廃止の経緯があるが、軽井沢町では現在資産割を設けていない。

固定資産税評価が高い軽井沢町で資産割を導入すると、全体的に税率が高くなるので、資産割を設けていない。

多くの市町村では令和9年度までに資産割を廃止しており、現在残っている自治体は少であると認識している。

県内の市町村どのくらいが資産割を設けているか調査の上、議事録で補足回答。

※補足部分

令和7年度資産割を導入している市町村⇒13市町村

【B 委員】

令和 15 年度に県が保険料率を完全統一するとされているが、現在各市町村で決めている税率をどのように一つの統一の税率に決定するのか。

例えば、県の税率より軽井沢町が高ければ、最終的に軽井沢町の税率は下げるのか。

【事務局】

現在標準保険料率は市町村ごとに異なり、納付金を払うために計算で出された標準保険料率が示されている状態である。

完全統一の際には、県全体で一つの標準保険料率を設定し、高い市町村は引き下げ、低い市町村は引き上げといった方向で調整するイメージになる。

ただし、長野県として統一後の具体的水準や算定方法はまだ公表されておらず、今後示される予定。

現段階では、毎年示される標準保険料率をもとに軽井沢町としても少しずつ近づけていく方針である。

【B 委員】

資料5ページの被保険者数推移において、令和7年度以降も数が減少していることについて、後期高齢者数の増加やパートタイム労働者への社会保険加入拡大により国保加入者が減っているのではないかと。

県統一標準保険料率が設定されると、ある市町村では税率が上昇し、一部では低下するなど、自治体ごとの影響が出るのではないかと。

【事務局】

被保険者数減少は、軽井沢町だけでなく全国的な傾向であり、高齢化、社会保険加入者の増加などが要因である。

一方で医療費は高額化しており、高額医療費の件数・単価が上がっている。

標準保険料率統一時に、一気に負担が増加しないよう、あらかじめ段階的に近づけておく必要がある。

将来的に負担が増えるかどうかは、医療費動向、被保険者数の変化に左右されるため、現時点で確定的には言えない部分がある。

【B 委員】

標準税率が統一されると町からの補助はなくなってしまうのか。

【事務局】

現在、町からの繰入金金は主に事務費・職員人件費等に充当しており、納付金そのものはほぼ国保税と県からの交付金等で賄っている。

統一後も、事務費等に関する一般会計からの支出が完全になくなるわけではないと考えている。

【C 委員】

現在、軽井沢町では基金を活用して保険税を抑えているが、県での統一時には基金はどうなるのか。

【事務局】

県のワーキンググループ等で議論中であり、税率統一後は、基金を保険税率の引上げや抑制につかうことが難しくなる方向で検討されている。

例として、人間ドック(1泊2日 2万円)などの給付(サービス)の部分も県内で統一する方向が示されており、統一により、補助額が減少する可能性がある。

その場合、基金はサービス水準が低下を補う目的で活用することが望ましいのではないかという議論がある。

ただし、市町村ごとの基金をどのように扱うかは、まだ県から具体案が示されていない状態。

【会長】

他に質問のある方はいますか。よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

それでは、令和9年度国民健康保険税率案について、この協議会ではI案で了承するということで、皆さまご異議ございませんでしょうか。

皆さん挙手をお願いいたします。

全員挙手でしたので、異議なしということで、先ほど町長から受けました諮問に対する答申書の案文につきましては、会長である私と事務局に一任いただけますでしょうか。

5 その他

【会長】

それでは次第のその他に移りたいと思います。

先ほど事務局から説明のあったこと以外についてなんでも結構ですのでご意見等ございましたらよろしく願いいたします。

質問がないようですので、事務局の方から何かございますか。

【事務局】

今後の運営協議会の予定についてご説明いたします。

本件につきましては、資料はございませんので口頭でのご説明のみとさせていただきます。

今年度はデータヘルス計画の中間評価の年にあたります。見直しにあたりましては委員の皆さまに、ご協議いただいていた内容を踏まえ、改めて審議・検討を行い、その結果を取りまとめて報告する必要がございます。

つきましては、審議および報告のために、概ね2回程度の運営協議会開催を予定しております。

開催の時期や具体的な課題、並びに会議等の詳細につきましては、決定次第あらためて通知

いたします。

皆さまにはお忙しいところ恐縮ですが、ぜひご出席いただきますようお願い申し上げます。

以上で、今後のスケジュールについてのご説明を終わります。

【会長】

皆さまのご協力を賜って無事会議が終了することができました。

今後も円滑に国保事業の運営が執行されますようお願いいたしまして、これで私の議長の役を終了させていただきます。ありがとうございました。事務局お願いします。

【事務局】

長谷川会長ありがとうございました。

6 閉会

【事務局】

最後に、課長の上原よりあいさつをさせていただきます。

【課長】

本日は、活発なご意見、ご協力いただきましてありがとうございました。

長谷川会長には円滑な議事運営に努め、滞りなく会を進めていただきましたこと、改めましてお礼を申し上げます。

委員の皆様には、町の国保運営に関しまして、引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

【事務局】

以上で運営協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上

議 長

議事録署名人

議事録署名人